十五立方メートル以上十五立方メートル未満	一・〇〇	十七	
五十立方メートル以上百五十立方メートル未満	〇・九〇	五十	
百五十立方メートル以上千五百立方メートル未満	〇・八〇	百三十五	
千五百立方メートル以上	〇・七五	千二百	

(ロ)　防護区画の開口部に自動閉鎖装置を設けない場合にあっては、(イ)により算出された量に、当該開口部の面積一平方メートル当たり五キログラムの割合で計算した量を加算した量

ロ　窒素、IG―五五又はIG―五四一を放射するものにあっては、施行規則第十九条第四項第一号ロの規定の例により算出された量に、防護区画内において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じ、別表第一に定める係数を乗じて得た量以上の量とすること。

二　局所放出方式の不活性ガス消火設備にあっては、次のイ又はロに定めるところにより算出された量に、高圧式のもの（二酸化炭素が常温で貯蔵容器に貯蔵されているものをいう。）にあっては一・四、低圧式のもの（二酸化炭素が零下十八度以下の温度で貯蔵容器に貯蔵されているものをいう。）にあっては一・一をそれぞれ乗じて得た量以上の量とすること。

イ　液体の危険物を上面を開放した容器に貯蔵する場合その他火災のときの燃焼面が一面に限定され、かつ、危険物が飛散するおそれがない場合にあっては、防護対象物（当該消火設備によって消火すべき製造所等の建築物その他の工作物及び危険物をいう。以下同じ。）の表面積（当該防護対象物の一辺の長さが〇・六メートル未満の場合にあっては、当該辺の長さを〇・六メートルとして計算した面積）一平方メートル当たり十三キログラムの割合で計算した量に、当該場所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じ、別表第一に定める係数を乗じて得た量

ロ　イに掲げる場合以外の場合にあっては、次の式によって求められた量に防護空間（防護対象物の全ての部分から〇・六メートル離れた部分によって囲まれた空間の部分をいう。以下同じ。）の体積を乗じて得た量に、当該場所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じ、別表第一に定める係数を乗じて得た量

$$Q = 8 - 6\frac{a}{A}$$

Qは、防護空間の体積一立方メートル当たりの消火剤の量（単位　キログラム毎立方メートル）

aは、防護対象物の周囲に実際に設けられた壁（防護対象物の全ての部分から〇・六メートル未満の部分にあるものに限る。）の面積の合計（単位　平方メートル）

Aは、防護空間の壁の面積（壁のない部分にあっては、壁があると仮定した場合における当該部分の面積）の合計（単位　平方メートル）

三　全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備において、同一の製造所等に防護区画又は防護対象物が二以上存する場合には、それぞれの防護区画又は防護対象物について前二号の規定により計算した量のうち最大の量以上の量とすること。

（全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目）

第五条　全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第十九条第五項（第一号、第二号の二及び第四号イ㈡を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　危険物規則第三十三条第一項第一号に掲げる製造所及び一般取扱所のタンクで、引火点が二十一度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものに不活性ガス消火設備を設ける場合にあっては、その放射能力範囲が、当該タンクのポンプ設備、注入口及び払出口（以下「ポンプ設備等」という。）を包含するように設けること。

二　全域放出方式の不活性ガス消火設備に使用する消火剤は、次の表の上欄に掲げる当該消火設備を設置する製造所等の区分に応じ、同表下欄に掲げる消火剤とすること。

製造所等の区分		消火剤の種別
ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等	防護区画の体積が千立方メートル以上のもの	二酸化炭素
	防護区画の体積が千立方メートル未満のもの	二酸化炭素、窒素、IG―五五又はIG―五四一
ガソリン、灯油、軽油若しくは重油以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等		二酸化炭素

三　全域放出方式の不活性ガス消火設備のうち、二酸化炭素を放射するものを設置した製造所等において、自動閉鎖装置を設けない開口部の面積の合計の数値は、防護区画の体積の数値又は囲壁面積（防護区画の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計をいう。）の数値のうちいずれか小さい方の数値の十パーセント以下であること。

四　防護区画又は防護対象物が互いに隣接する場合（相互間に開口部を有しない厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で区画されている場合を除く。）にあっては、貯蔵容器を別に設けること。

（移動式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目）

第六条　移動式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第十九条第六項（第五号を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　移動式の不活性ガス消火設備は、火災のとき煙が充満するおそれがなく容易に接近することができ、かつ、火災等による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。

二　危険物規則第三十三条第一項第一号に掲げる製造所及び一般取扱所のタンクで、引火点が二十一度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもののうち、当該タンクのポンプ設備等に接続する配管の内径が二百ミリメートルを超えるものにあっては、移動式の不活性ガス消火設備を設けてはならないこと。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示の規定は、この告示の施行の日以後に新たに製造所等に設けられる不活性ガス消火設備について適用する。

別表第一（第四条第一号及び第二号関係）

危険物＼消火剤の種別	二酸化炭素	窒素	IG―五五	IG―五四一
アクリロニトリル	一・二			
アセトニトリル	一・〇			
アセトン	一・〇			
イソオクタン	一・〇			